

# 関東学院大学教職員組合役員選挙細則

(昭和42年10月18日制定)

- 第 1 条 この細則は、組合役員選挙に関する規定である。
- 第 2 条 すべての次期組合役員選挙は、現役員の在任期間中に行わなければならない。
- 第 3 条 代議員会は、9月末日までに代議員会構成員中より選挙管理委員9名、立会人3名を選出しなければならない。ただし、選挙管理委員9名中、少なくとも2名は現任執行委員から選出するものとする。
- 第 4 条 第3条に規定する12名のうちから組合役員候補者がでた場合には、代議員会は、直ちに交代者を選出しなければならない。
- 第 5 条 選挙管理委員の互選によって選挙管理委員長を定める。選挙管理委員長は、この細則に従って選挙を執行する責任と権限をもつものとする。
- 第 6 条 選挙管理委員会が直接担当する選挙は、規約第26条1～6項の役員（支部長、代議員を除く組合役員。以下同様）の選挙である。
- 第 7 条 代議員（規約第26条8項）は、選挙管理委員長の指示により規約第18条1項に基づいて、各支部ごとで又は支部内職場単位で選出するものとする。
- 第7条の2 支部長（規約第26条7項）は、選出された代議員の中から互選又は支部内直接投票によって決定する。
- 第7条の3 各支部長は、10月中に決定した代議員名と支部長名を選挙管理委員長に報告するものとする。
- 第7条の4 代議員に欠員が生じたときは、当該支部の責任においてこれを補充することとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 選挙管理委員会は、組合役員選挙の投票期間を決定し、選挙投票開始の3週間以前に公示しなければならない。
- 第 9 条 組合役員選挙は、全組合員の直接無記名投票により、区分別定数を連記（候補者○印方式）で行う。
- 第 10 条 組合役員に立候補する組合員は、選挙投票開始の14日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 第 11 条 代議員会は、立候補者の有無にかかわらず選挙投票開始の14日前までに、役員候補者として最低限各定数を推薦しなければならない。ただし、規約第26条5項の役員については、各支部の推薦候補者1名（計7名）を含まなければならない。
- 第11条の2 選挙管理委員長は、候補者本人にすみやかに通知しなければならない。
- 第11条の3 候補者が辞退しようとするときは、通知が到着した日から3日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。
- 第 12 条 選挙管理委員会は、区分（規約第26条1～6項）を明らかにした○印記入用投票用紙を作成する。

- 第 13 条 投票用紙は、選挙投票開始の 3 日前までに全組合員に手交、又は組合員届け出住所に送付しなければならない。
- 第 14 条 投票有権者は、10 月 1 日現在の 組合員全員とする。ただし、10 月 1 日以降組合員の資格を失った者を除く。
- 第 15 条 当選の決定は、有効投票数の多数の順によるものとする。ただし、有効投票数の過半数を得ることを必要とする。同点者の出たときは、選挙管理委員会立会のもとに抽選により決定する。また区分別二重に当選した場合は、規約第 26 条の順位の上位の組合役員に当選したものとする。
- 第 15 条の 2 候補者の得票が有効投票数の過半数を得られず、執行委員定数をみたさなかった場合は、代議員会は、新たに候補者を推薦しなければならない。
- 第 15 条の 3 前条の場合、選挙管理委員会は、投票期間最終日から一週間以内に再投票を行わなければならない。
- 第 16 条 投票のうち次のものは、無効とする。
1. 規定用紙以外のもの
  2. 定数を超過して記入したものは、その区分全部
  3. ○印以外の文字又は記号を記入したものは全部
- 第 17 条 投票は、選挙管理委員会の指定する場所で行うものとし、投票期間の最終日に立会人立会のもとで開票する。
- 第 18 条 得票数が決定したときは、選挙管理委員会は候補者全員について、区分ごとに得票数順に一覧表を作成し、立会人とともに確認印を押し、執行委員長に報告するものとする。
- 第 19 条 執行委員長は、上位より定数の組合員について、当選したことを本人に連絡するとともに、公示しなければならない。
- 第 20 条 第 19 条によって確定した組合役員は、代議員会の承認を得なければ辞退できないものとする。
- 第 21 条 組合役員に欠員の生じた場合は、第 15 条の 2、第 15 条の 3 を準用する。
- 第 22 条 この細則の変更は、規約の変更に準ずるものとする。

## 附 則

- 1 この細則は、昭和 42 年 10 月 18 日より施行し、従来の選挙細則は廃止する。
- 2 この細則による第 1 回の選挙については、執行委員会が代議員会の業務を代行するものとする。

## 附 則

- 1 この細則は、昭和 47 年 2 月 1 日より改正施行する。
- 2 昭和 47 年度組合役員選挙はこの細則によって行う。ただし、この細則施行前にすでに選出された役員については、この限りではない。またこの細則の施行にともなって生ずる役員の欠員は、速やかに補充選挙によって充当するものとする。

## 附 則

この細則は、昭和 49 年 2 月 1 日より改正施行する。

この細則は、昭和 56 年 7 月 1 日より改正施行する。

この細則は、平成 3 年 11 月 13 日より改正施行する。

この細則は、平成 12 年 11 月 15 日より改正施行する。

この細則は、平成 13 年 11 月 14 日より改正施行する。

この細則は、平成 14 年 11 月 27 日より改正施行する。